

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づける(「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置など)。

## 「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

### 【基本的な考え方】

#### 《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。



#### 《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日)で、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正案で、**市町村介護保険事業計画の任意記載事項**として、認知症施策の推進について下記の通り示している。

### 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その事業内容等について定めること

(一) 略

#### (二) **認知症施策の推進**

市町村は、認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の地域支援サービス等の状況を示すとともに、以下の取組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めること

#### **イ 認知症初期集中支援チームの設置**

#### **ロ 認知症地域支援推進員の設置**

ハ 認知症ケア向上推進事業の実施

ニ 若年性認知症施策の実施

ホ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備

ヘ 認知症サポーターの養成と普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取組

